

## ○千葉大学医学部附属病院の診療情報の提供に関する指針

（平成16年4月1日制定）

### 1 基本理念

#### (1) この指針の目的

千葉大学医学部附属病院（以下「病院」という。）は、医師がインフォームド・コンセントの理念や個人情報保護の考え方を踏まえ、医師の重要な責務である診療情報の提供を、患者等へ適切に行うことにより、患者が疾病と診療の内容を十分に理解し、医療の担い手である医師と医療を受ける患者とが相互に信頼関係を保ちながら、共同して疾病を克服することを目的として、医師の倫理規範の一つとして、この指針を制定する。

医師は、この目的を達成するために、この指針の趣旨に沿って患者への診療情報の提供に努めるものとする。

### 2 診療情報の提供

#### (1) 一般原則

- ① 医師は、患者等にとって理解を得やすいように、懇切丁寧に診療情報を提供するよう努める。
- ② 診療情報は、口頭による説明、説明文書の交付、診療記録等の開示等、具体的状況に即した適切な方法により行う。

#### (2) 診療の際の診療情報提供

- ① 診療中の患者に対する診療情報の説明・提供は、概ね、次に掲げる事項を含むものとする。
  - ア 現在の症状、検査結果及び診断病名
  - イ 予後
  - ウ 処置及び治療の方針
  - エ 処方する薬剤については、薬剤名、服用方法、効能、特に注意を要する副作用
  - オ 代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失

- カ 手術や侵襲的な検査を行う場合には、その目的、概要、危険性、実施しない場合の危険性、合併症の有無
- キ 治療目的以外に、臨床試験や研究などの他の目的も有する場合には、その旨及び目的の内容
- ② 患者が「知らないでいたい希望」を表明した場合には、これを尊重する。
- ③ 患者が未成年者等で判断能力に疑義がある場合には、診療中の診療情報の提供は親権者等に対して行う。
- (3) 診療記録等の開示による情報提供
- ① 病院長は、患者が自己の診療記録等の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応ずるものとする。
- ② 病院長は、診療記録等の閲覧、謄写に代えて、サマリー（要約書）を交付することができる。
- ③ 診療記録等の開示の際、患者が補足的な説明を求めたときは、病院長はできる限り速やかにこれに応ずるものとする。
- (4) 診療記録等の開示を求め得る者
- 診療記録等の開示を求めることができる者は、原則として次のとおりとする。
- ① 患者本人
- ② 患者に法定代理人がある場合は、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。
- ③ 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- ④ 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
- ⑤ 患者の判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる縁故者
- (5) 診療記録等の開示請求手続
- ① 診療記録等の開示を求めようとする者は、病院が定めた方式に従って、病院長に対して請求する。
- ② 上記①の開示請求者は、自己が2の(4)に定める適正な請求者であることを証明するものとする。
- ③ 上記①の開示請求を受けた病院長は、速やかに診療記録等を開示するかどうか等を決定し、これを請求者に通知する。

(6) 費用の請求

病院長は、診療記録等の開示に要した費用を、診療記録等の開示を求めた者に請求することができる。

(7) 手続き要項の整備

病院長は、診療情報開示の事務の取扱いについては、別に定める。

(8) 診療記録等の開示を拒みうる場合

病院長は、患者からの診療情報の提供、診療記録等の開示請求が、次の事由に当たる場合には、2の(1)、2の(2)及び2の(3)の定めにかかわらず、診療情報管理委員会の議を経て、診療情報の提供、診療記録等の開示の全部又は一部を拒むことができる。

- ① 対象となる診療情報の提供、診療記録等の開示が、第三者の不利益となるおそれがあるとき。
- ② 診療情報の提供、診療記録等の開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき。
- ③ 上記①及び②のほか、診療情報の提供、診療記録等の開示を不相当とする相当な事由が存するとき。

(9) 遺族に対する診療情報の提供

- ① 医師は、患者が死亡した際には、遅滞なく、遺族に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を提供するものとする。
- ② 遺族に対する診療情報の提供に当たっては、2の(1)、2の(3)、2の(5)、2の(6)及び2の(8)の定めを準用する。ただし、診療記録等の開示を求め得る者の範囲は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者（これらの者に法廷代理人がいる場合の法廷代理人を含む。）とする。
- ③ 遺族に対する診療情報の提供に当たっては、患者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重するものとする。

3 環境整備

(1) 教育・研修

病院長は、医師及びその指揮・監督下にある医療従事者がこの指針を遵守することを促すために、診療情報の提供、診療記録等の開示等に関する教育・研修などの措置を講ずる。

(2) 診療記録等の作成等

- ① 医師及びその指揮・監督下にある医療従事者は、患者等との信頼関係の構築を図るため、コミュニケーション、インフォームド・コンセント等、診療情報の提供に必要な知識及びコミュニケーション技術に関する体系的な知識の習得を目指すとともに、診療記録等の記載方法及び使用語等の標準化を図り質の向上を目指すものとする。
- ② 病院は、診療情報の提供を円滑に行うため、診療記録等の良好な管理・保管に努めるものとする。

#### 4 その他

##### (1) 指針の効力発生等

- ① この指針は、病院長の承認を得ることにより効力を生じる。

##### (2) 指針の見直し

この指針は、診療記録等の作成・管理に関する環境の整備並びに医療をめぐる諸条件の変化に適合させるため、2年ごとにその内容を見直す。ただし、必要があるときは、何時でも適宜、見直すことができる。

##### 附 則

- 1 この指針は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この指針は、平成12年7月1日以前になされた診療及び作成された診療記録等については適用しない。

##### 附 則

この指針は、平成18年6月1日から施行する。

##### 附 則

この指針は、平成25年11月1日から施行する。

##### 附 則

この指針は、平成27年4月1日から実施する。

##### 附 則

この指針は、平成28年11月1日から実施する。